## 1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

_	7(1)3/3 12 12	 ( 1 ///4 =	٠,	- / •	0 1 1 2 2 7 11 1 7

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7 | 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7 条の2、第9条及び第12条関係)

- 1.  $\sim 4$ . (略)
- 5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率 並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債 証券については、次のとおりとする。

別表

条の2、第9条及び第12条関係)

旧

- (略) 1.  $\sim 4$ .
- 5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率 並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債 証券については、次のとおりとする。

有価証券の 種類		時価	時価に乗ずべき率	
国債証券	日証業会売参統値発本券協が買考計を表	当 買 統 ( の 平 均値	(1)国債証券(変動利付国債、分離元本 振替国債及び分離利息振替国債を除 く。) a~c (略) d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の95</u> f (略)	

有価証券の 種類		時価	時価に乗ずべき率	
国債証券	日証業会売参統値発本券協が買考計を表	当該売 買参考 (注) の で うち値	(1)国債証券(変動利付国債、分離元本 振替国債及び分離利息振替国債を除 く。) a~c (略) d 残存期間10年超20年以内のもの	

する	a 残存期間1年以内のもの	する	a 残存期間1年以内のもの
もの	<u>100分の98</u>	もの	<u>100分の99</u>
	b 残存期間1年超5年以内のもの		b 残存期間1年超5年以内のもの
	<u>100分の98</u>		<u>100分の99</u>
	c (略)		c (略)
	d 残存期間10年超20年以内のもの		d 残存期間10年超20年以内のもの
	<u>100分の96</u>		<u>100分の97</u>
	(3)分離元本振替国債及び分離利息振替		(3)分離元本振替国債及び分離利息振替
	国債		国債
	a~d (略)		a∼d (略)
	e 残存期間20年超30年以内のもの		e 残存期間20年超30年以内のもの
	<u>100分の94</u>		100分の93
	f 残存期間30年超のもの		f 残存期間30年超のもの
	<u>100分の91</u>		<u>100分の92</u>
(注) (略)		(注) (略)	
6. ~13. (略)		8. ~13. (略)	

## 2 附 則

この改正規定は、平成30年1月9日から施行する。